

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|------------------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 禁止行為の解除承認の取消し |
| 根拠条例・規則名 | | さいたま市火災予防条例 |
| 条 項 | | 第 3 3 条 第 1 項 た だ し 書 |
| 所 管 部 課 | | 消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場 合はその理 由) | 「さいたま市火災予防条例第 3 3 条の運用に関する要 綱」に定める解除承認の取消しによる。 |
| | 設定等年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 26 年 4 月 1 日最終改正 |
| 備 考 | | |